

秋田市教育委員会 会 議 録

令和 7 年 7 月定例会

記録者

秋田市教育委員会令和7年7月定例会会議録

1 日 時 令和7年7月24日（木曜日）
午後3時30分～午後4時55分

2 場 所 5－A会議室

3 出席委員 教育長
教育委員
教育委員
教育委員
教育委員

4 出席職員 教育次長
教育次長
総務課長
学事課長
学事課参事
学校教育課長
教職員室長
教育研究所長
学校適正配置推進室長
生涯学習室長
秋田商業高等学校長
秋田商業高等学校事務長
秋田商業高等学校教諭
御所野学院高等学校長
御所野学院高等学校事務長
御所野学院高等学校教諭
美大附属高等学院副校長
美大附属高等学院事務長
美大附属高等学院教諭
総務課長補佐

総務課副参事
総務課副参事
学校教育課長補佐
学校適正配置推進室副参事
生涯学習室長補佐
生涯学習室副参事
総務課主席主査
総務課主査

5 議 題

【付議案件】

議案第13号 令和8年度使用秋田市立秋田商業高等学校教科用図書の採択に関する件

議案第14号 令和8年度使用秋田市立御所野学院高等学校教科用図書の採択に関する件

議案第15号 令和8年度使用秋田公立美術大学附属高等学院教科用図書の採択に関する件

議案第16号 秋田市社会教育委員の委嘱に関する件

【教育長等の報告】

- (1) 令和7年度教育委員会事務の点検・評価について
- (2) 学校適正配置に関する地域協議の開催状況等について

6 議 事 午後3時30分開会

【令和7年6月定例会会議録の承認】

令和7年6月定例会会議録について、異議がないため承認された。

【会議録署名委員の指名】

教育長が今回会議録の署名委員として委員2名を指名した。

【付議案件】

議案第13号 令和8年度使用秋田市立秋田商業高等学校教科用図書の採択に関する件

教育長 議案第13号「令和8年度使用秋田市立秋田商業高等学校教科用図書の採択に関する件」について、事務局から説明願う。

秋田商業高等学校長 (学校の概要について説明)

秋田商業高等学校教諭 (資料に基づき説明)

委員 国語や数学については、令和7年度に検定された教科書があるが、商業科については、新しい教科書はないのか。

秋田商業高等学校教諭 今年度の1年生の科目については、改訂版等が出版されている教科書もあるが、基本的には発行者を変えずに継続するので、新しく採用する教科書はない。

委員 新訂版と書いているものが、それに当たるのか。

秋田商業高等学校教諭 そのとおりである。

委員 教科書を拝見したが、商業科ならではの項目も多くあり、体験入学などでその魅力が伝われば良いと思う。

入試制度が変更となったが、それにより生徒の学力や進路目標に変化はあるのか。また、教科書に違いは出てきているのか。

秋田商業高等学校教諭 大きく変わっているような部分はない。しかし、新課程に変わったことにより、新しく導入された科目もあり、3年間新課程で学んだ卒業生も出てきている。特に、観光ビジネスなどの新しい科目も導入されているので、体験入学では、新しい科目についても学習していくことになる旨の説明ができれば良いと思っている。

委員 特色選抜、一般選抜の1回でという形になっても、進路や大学進学割合は変わらないのか。

秋田商業高等学校教諭 進学する生徒が非常に多くなっている状況は、変わっていない。

委員 教科書を拝見したが、商業に関わる内容の中にビジネスコミュニケーションなど、社会に出た際に役立つような内容が

盛り込まれており、非常に分かりやすい内容になっていると感じた。

また、今回新しくなった理科だが、その中でデジタルコンテンツについて、新たな特徴や良さは何か。

秋田商業高等学校教諭 デジタルコンテンツでは、教科書がデジタル化され、それに付随した練習問題や、生徒に見せるための図などのコンテンツが豊富にあるため、図で具体的に示したり、考えさせるような問題に活用できる。

委員 理科という目に見えないものを視覚化できるという点から教科書を選択するのは、大事な視点だと思う。

タブレットは、他の教科の授業でも頻繁に使われているのか。

秋田商業高等学校教諭 どの教科でも、タブレットを活用した授業は、多く進められている。

委員 新しい教科書と併せてＩＣＴの活用も積極的に進めてほしい。

委員 新しくなった数学Ⅱと数学Ａは２年生の教科書ということだが、１年生は、数学Ⅰの数研出版でそのままということは、１年生で使っていた発行者の教科書を２年生でも連続的に使うという意味で変えたのか。

秋田商業高等学校教諭 新たに選定した教科書は、同じ発行者の数学Ⅰの内容を踏まえた内容となっている。生徒にとっては、レイアウトが統一されており、内容も数学Ⅰから数学Ⅱ、数学Ａと継続して学習に取り組みやすいと考え、同じ発行者にした。

委員 １年生で使っていた教科書が良かったので、２年生でも継続して使用するということか。

秋田商業高等学校教諭 そのとおりである。

※ 議案第13号については、全員賛成により、議決された。

議案第14号 令和8年度使用秋田市立御所野学院高等学校教科用図書の採択に関する件

教育長 議案第14号「令和8年度使用秋田市立御所野学院高等学校教科用図書の採択に関する件」について、事務局から説明願う。

御所野学院高等学校校長 (学校の概要について説明)

御所野学院高等学校教諭 (資料に基づき説明)

委員 学力差や進路に幅広く対応していくために、選定されたと思う。数学の習熟度別とは、何段階に分けているのか。また、他の科目でも習熟度別や進路別にクラスを分けているのか。

その際、教科書など工夫していることはあるのか。

御所野学院高等学校教諭 数学のクラス分けについてだが、基本的な計算技能が十分でない生徒も何割かいる。また、教科書の例題を見ながらであれば解けるが、それが定着していない生徒もいる。

定着している生徒を標準クラス、それ以外の生徒たちを2つのクラスに分けている。同じようなクラス分けを国語と英語でも行っている。

委員 国語と英語も2つに分けているということか。

御所野学院高等学校教諭 そのとおりである。

教育長 2つに分けるということは、3展開ということか。

御所野学院高等学校教諭 学力的には上位、下位で、下位を2クラスということである。

委員 きめ細かく行えるのは、御所野学院高等学校ならではのと思う。体験入学の際、学校が行っているきめ細かい対応について伝えられれば良いと思う。

委員 そのように分けた際、上位と下位で先生方が工夫しながら同じ教科書を使っていると思うが、生徒の実態に合わせてどのように活用しているのか。

御所野学院高等学校教諭 数学に関しては、教科書だけでは物足りない生徒も多くいるので、そのような場合には、問題集から問題を提示して解

かせるようにしている。教科書の中でも例題と応用例題に分かれているので、下位クラスの生徒には、応用例題は扱わずにその時間を基本的な問題集を解く時間に当てている。

定期テストに関しては、応用例題は出題せずに対応している。

委員

教えるべきこと、身に付けるべきことをしっかりとやりながらも、実態に応じて柔軟に教科書を使ったり、問題集なども併せながら子どもたちの可能性を伸ばして欲しい。

委員

御所野学院高等学校の場合、表現科が1つの特徴になっていると思う。先日、プロのカメラマンからデジタルカメラを使用した撮り方等の指導を受けたというニュースを見た。その内容を授業に落とし込むような活動はあるのか。

御所野学院高等学校長

表現科に関しては、社会人講師の活用自体が目的ではないが、有効な手段として継続されてきた。一般的には、社会人連携や外部連携を行い、普通教科の授業にも取り入れるよう言われてはいるが、本校として表立ってやっていることはない。

昨年度は、主に就職志望者が選択している家庭科で、外部講師を招き、災害や福祉の分野に踏み込んだ授業を行った。教科によっては、外部の講師を活用している部分もあるが、5教科に関しては、なじまない部分もあると考えている。

委員

新しく変えた教科書は、国語の言語文化と地歴の歴史総合の2つということだったが、国語の言語文化は発行者が数研出版となっていて、地歴の歴史総合は山川出版社となっているが、これは発行者も変えたのか。

御所野学院高等学校教諭

国語については、言語文化と現代の国語が新しくなって、文学作品を扱う教科書に対して探究活動に向かうのに適しているという理由から、数研出版に変更した。歴史総合については、昨年度は第一学習社を使用していた。これは、少し易しめの教科書だったが、継続性を考えた際に同じ発行者の方

が使いやすいということで、山川出版社に変更した。

なお、二宮書店と山川出版社が合併したため、二宮書店から山川出版社への変更は、実質的にほぼ継続という形で捉えていただければと思う。

※ 議案第14号については、全員賛成により、議決された。

議案第15号 令和8年度使用秋田公立美術大学附属高等学院教科用図書の採択に関する件

教育長 議案第15号「令和8年度使用秋田公立美術大学附属高等学院教科用図書の採択に関する件」について、事務局から説明願う。

美大附属高等学院副校長 (学校の概要について説明)

美大附属高等学院教諭 (資料に基づき説明)

教育長 3校に共通するが、今年は発行者によって新訂版および改訂版が多く出ている。教科によっては、新訂版および改訂版になっていないものもあるが、教科書の内容の見直しは、何年に1度行われているのか。

美大附属高等学院教諭 3年から4年で1度見直しをすることになっている。

教育長 4分の1改訂とすると、検定済年が令和7年の教科書は、3校ともに基本的に新訂および改訂という表現になっている。

委員 およそ3年に1度の改訂ということだが、特徴的な改訂があった教科書はあるか。

美大附属高等学院教諭 改訂は、誤字や脱字の修正が中心である。内容についての差し替えは多くない。

委員 差し替えがある場合は、データや写真が変わるのか。

美大附属高等学院教諭 歴史等に関しては、新しい史実が発見された際に変わることが多いが、数学などは、あまり変わらない。

教育長 デジタルコンテンツが豊富になったなどの変更はあるのか。

美大附属高等学院教諭 生徒用ではないが、指導書にデジタルコンテンツが付属さ

れ、そちらを提示しながら授業できるものが多くなっている。

委員

タブレットを使用して、生徒が一般的な科目を学習できるのか。

また、4年制大学に進学する生徒もいると思うが、受験に対応できているのか。もし、共通テストが必要になった際、足りない科目があった場合には、何かで補うのか。

美大附属高等学院教諭

昨年度、本学院から秋田公立美術大学に14名進学しているが、そのうち、共通テストを受験して入学した生徒が4名いる。それ以外の10名も共通テスト対策として夏休み、秋口、冬休みおよび直前まで問題集を活用している。

委員

情報の教科書がないが、共通テストで使わないのか。

美大附属高等学院教諭

情報科も共通テストで行われるようになった。基本的には、秋田公立美術大学への進学を中心に対策しており、秋田公立美術大学においても必須になるのであれば、何か対策をしなければいけないと考えたが、情報が追加されないということになったため、情報は導入していない。

委員

授業で、タブレットは使っているのか。

美大附属高等学院教諭

タブレットについては、授業で使わないことがないほどに使用している。全員が同じタブレットを使用している点が、非常に大きい。今後、個人端末の持込みが導入されれば、今のような形ではできなくなる可能性があるため、対策を考える必要がある。

※ 議案第15号については、全員賛成により、議決された。

議案第16号 秋田市社会教育委員の委嘱に関する件

教育長

議案第16号「秋田市社会教育委員の委嘱に関する件」について、事務局から説明願う。

生涯学習室長

(資料に基づき説明)

委員

私も県の社会教育委員を拝命しており、こちらに記載のあ

る方々と活動する機会が多くある。皆様、そうそうたる方々であるため、秋田市の社会教育委員として、支障はないと思う。

委員 社会教育委員とは、どのような活動をしているのか。

生涯学習室長 2か月に1度、社会教育委員の会議があり、様々な社会教育に関する在り方や、点検評価をいただいている。

そのような会議を通して、社会教育委員として活動していただいている。

教育長 社会教育の計画や、実践されている状況の把握および助言などをしていただいている。

※ 議案第16号については、全員賛成により、議決された。

【教育長等の報告】

(1) 令和7年度教育委員会事務の点検・評価について

教育長 報告(1)「令和7年度教育委員会事務の点検・評価について」、事務局から説明願う。

総務課長 (資料に基づき説明)

※ 報告(1)については、以上のとおり終了した。

(2) 学校適正配置に関する地域協議の開催状況等について

教育長 報告(2)「学校適正配置に関する地域協議の開催状況等について」、事務局から説明願う。

学校適正配置推進室長 (資料に基づき説明)

委員 八橋小と寺内小の学校統合検討委員会は、令和3年以来4年ぶりに再開したということであるが、寺内小で単級が発生している点や、緩やかではあるが児童数が減少しているという点を受け、今後はどのくらいのペースでの開催を考えているのか。

学校適正配置推進室長 今後の開催については、急いで統合の結論を出すという状況ではないため、今年度内か次の児童数の最新データが出てからの時期で、検討委員会の会長と調整する予定である。

八橋小については、令和13年度まで1学年2学級で推移する予定である。

一方で、寺内小は、今年度の1年生が35人で単級となっているほか、令和12年度の1年生も単級となる見込みである。

しかし、今後の転入によっては、2学級となる可能性もあるため、児童数を見極めた上で、検討していくこととしている。

教育長 統合の方向性については、皆さんが賛同しているということか。

学校適正配置推進室長 今回の協議の中では、両地域・両PTAとも、統合することに異論はなく、どのタイミングで統合するのかを所属団体に持ち帰って、検討することとしたものである。

委員 これまでの統合は、周辺部であったが、いよいよ中心部に近い住宅地の統合に向けて動き出したというのが率直な感想である。今回の八橋小および寺内小は、住宅地としてかなり規模が大きく、それだけ高齢化および少子化が進んでいると実感した。旭北小と旭南小、築山小と中通小もだが、今回の寺内小と八橋小は、令和12年度を目途としており、そうになると役員も替わってくると思う。学区内で情報共有し、次の方に良い方向で伝わり、つなげていくような雰囲気作りをしながら進めてほしい。

学校適正配置推進室長 ご指摘のとおり、委員が替わると、また一から協議しなければならない状況もあるため、年に1回は検討委員会を開催し、最新の児童数の状況を確認しながら後任に引き継いでいただければと考えている。

委員 適正配置として、統合しないに越したことはないが、時代

の流れや、市の計画もあるだろうからきちんと引き継がれるようにしていただければと思う。お子さんをお持ちの保護者の方や町内の方に、現状に関心を持って考えていただくようにしていくのが良いのではないかと思います。

委員

先日の学校訪問で土崎小を訪問したが、統合が決まっている状況で児童の交流事業に一生懸命取り組んでおり、子どもたちの仲も良く、関係性が築かれているという説明があった。

そのほか、地域に看板を立ててくれたという話もあり、大変喜んでいたが、その看板はどのような看板だったのか。地域の方たちの心を結び付けるようなことや、曳山祭りのことが新聞にも載っていた。また、「土崎南小ありがとう」という記事も掲載されており、そちらについても土崎が一体となっていく様子が見られたことが大変うれしく感じた。教育委員会は、統合が決まってからも看板の設置や体育着の無償提供など、大変丁寧に対応してくれているという校長からの言葉も心に残った。

統合が決まった後、教育委員会としてどのように対応していくのかというところは、これから統合する方々も見ていると思うので、今後も丁寧な対応をお願いしたい。

学校適正配置推進室長

これまでも、閉校記念式典に向けては看板を設置し、周知してきており、土崎地区では、今回の祭りに合わせて広く周知したいとの思いで、看板を設置している。

また、交流事業は、統合前から交友関係を深めるために行ってきたおり、これを継続していきたい。体育着についても、統合後の一体感が出るように統一してきており、今後も予算の確保に努めていきたい。

学校適正配置推進室副参事

看板の件だが、土崎港祭りに合わせて「令和8年4月1日 新生土崎小学校誕生」という看板を五十嵐記念病院前に設置した。

また、8月末に、両校の学校前に「土崎 いとし故郷 土

崎小学校」および「土崎 いとし故郷 土崎南小学校」という看板を設置する予定である。

委員

先日、戸島小の閉校記念式典の看板を見た。看板のデザインも、戸島小らしく稲穂が描かれている看板で、閉校に向けての意識を持って行っていると思った。

八橋小、寺内小の統合検討委員会の内容について、前回の委員会のときも、八橋小の保護者には内容が周知された。今回も、保護者には情報提供されているのか。

学校適正配置推進室副参事

情報提供については、前回の令和３年には協議会だよりという形で協議の内容を取りまとめた配布物を各町内会や保護者に配布しており、今回も、同様の対応により周知することとしている。

※ 報告(2)については、以上のとおり終了した。

【その他、今後の日程についての報告】

教師の服務規律の確保の徹底について

教職員室長

昨今、報道等でも話題となっている児童生徒性暴力等の防止等に関する教師の服務規律の確保の徹底について、報告する。

他県において、教師が児童生徒等を盗撮し、画像などをSNS上の教師間のグループで共有し、逮捕されたとの事案が報道されている。このような教師への信頼が損なわれる状況を生じさせる事案の発生は、言語道断であり、決してあってはならないことは言うまでもない。

本市では、これまで文部科学省が示す教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律や、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針に基づいた教師の服務規律の確保の徹底を含め、不祥事防止に関する各校への通知を随時行っているとともに、校長会等の場で

繰り返し注意喚起を行ってきている。そのような中で、今回の他県での事案を受け、文部科学省から7月1日付けで発出された児童生徒性暴力等の防止等に関して教師の服務規律の確保徹底を求めるとの通知を秋田市立の小中高等学校に通知した。その通知では、周知徹底事項として、1つ目に教師と児童生徒等が密室状態になる環境の回避および組織的な教育指導体制の構築、2つ目に教室やトイレ、更衣室等の定期的な点検や、カメラ等を設置できないような環境を整えるための教室等の整理整頓、3つ目に教師がSNS等を用いて児童生徒等と私的なやり取りを行ってはならないことを再確認するよう求めるとともに、教師個人のスマートフォン等の私的な端末で児童生徒等を撮影することのないよう、また、学校所有等の端末で撮影する場合であっても、児童生徒等の画像、撮影したものを管理職の許可なく学校外に持ち出すことのないよう、各校で徹底していくことを求める内容である。児童生徒等の尊厳と権利を著しく侵害し、教育活動に対する信頼を著しく低下させ、安心した学校生活を脅かしかねない教師による行為が決して発生することのないよう、以上の事項を9月1日の校長会で確認し、今後も各校への指導を行っていく。

教育長

私的なスマートフォンで児童生徒の様子を撮影しないことおよび公用のデジタルカメラ等を使うとしても、きちんと学校の管理下で扱うという点が、今回の通知における新しい内容か。

教職員室長

これまで場合によっては、教職員が自前のデジタルカメラやスマートフォンで撮影することがあったが、それも今回の通知によりできなくなった。また、データを学校外に管理職の許可なく持ち出すことができなくなった。

委員

現在、秋田大学の教育実習生を夏休み明けから受け入れていただくということで挨拶に回っているところである。今回

の件を受けて、学生に個人のスマートフォンの持込みは厳禁である点や、デジタルカメラの取扱いについて説明があった学校もあった。教育実習生にも伝えてくれていると思うが、教育実習生に対しての注意喚起を一斉メール等で流す必要性があるようであれば、大学側と連携して行ってほしい。

教職員室長

これから教育実習等もあるので、学校の方から今回の通知の内容を教育実習生に伝えてもらう。このほかにも、学校には写してはいけない児童生徒や、承諾を得られない児童生徒もいるので、その点も含めてきちんと確認するよう学校に伝えたいと思う。

総務課長補佐

今後の日程についてお知らせする。８月定例会については、８月２８日木曜日午後３時３０分から開催する予定である。

教育長

８月定例会は、８月２８日木曜日午後３時３０分から開催予定とのことである。委員の皆様、よろしくお願いします。

午後４時５５分閉会